

静岡地方裁判所委員会議事概要

(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成20年3月25日(火)午後3時30分から静岡地方裁判所において開催された第9回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

出席した委員

相原惇一, 海野要三, 大石司朗, 大多和暁, 勝山啓子, 加藤清隆, 桑原勝義,
後藤正治, 桜井典子, 園尾隆司, 長谷川憲一, 藤原通孝(五十音順, 敬称略)

議事

1 各委員自己紹介

2 議事

(1) 委員長選任

互選により, 大多和委員が委員長に選任され, 園尾委員が委員長代理に指名された。

委員長は, 以下の意見交換を踏まえ, 当初1年間だけ委員長として勤め, その後は法曹三者以外で委員長になっていただける方があれば委員長を交替したいと述べた。

(主な意見)

- 従前の議事概要を見たが, 地裁所長が委員長であってもバイアスがかかった様子はなかった。地裁所長でよいのではないか。
- 地裁の諮問機関であるから, 地裁所長は委員長となるべきではない。
- 広く国民の多様な意見を反映させる観点から, 法曹三者以外の委員が委員長となることが望ましい。
- まとめ役であるから, 学者委員又は年長者の委員がふさわしい。
- 異分野でバックグラウンドがなく裁判所のことがよく分からないまま委員長として会を運営することは難しい。当初は事情の分かった方をお願いしたい。
- 弁護士委員は, 法曹ではあるが裁判所の外部であり, 除外しなくてもよい。

(2) 今後取り上げるべきテーマについて

以下の意見交換を踏まえ, 次回は検察審査会制度をテーマとすることとなった。

(主な意見)

- 裁判員制度については何度も取り上げられていて, 今さらの感がある。
- 検察審査会は制度開始60年になるが, 実績を見ると非常に出席率が悪い。雇い主のご理解を得るについて, 率直にご意見をいただき, 出席率を高めるためのお知恵を拝借したい。
- 司法支援センターが静岡県では非常によく活動している。ゲストスピーカーとして来ていただければ参考になるのではないか。
- 検察審査会制度が変わって, 起訴相当の議決によって弁護士が検察官役となって

起訴する制度が導入されることになったが、裁判員制度と並ぶ国民参加制度であり、これについてもどう受け止められ、どう運用していくべきか意見を伺って事務の参考にしたい。

- 裁判員制度については話は分かる。出席しやすくするために休暇制度を作った会社もある。しかし、検察審査会にしても門外漢には全く分からず、意見の言いようもない。これからいろいろなテーマについて議論することになるだろうが、最初にどなたかに簡単な解説をしてもらって、それを聞いて、素人の我々に意見を聞くようにしてほしい。
- 裁判員制度のPRはよく見かけるが、中身が分かっていないことによる不安もまだある。末端まで周知徹底し、不安を解消するためにはPRがまだまだ必要であり、そこをどうやっているのか疑問に思っている。
- 裁判員制度の周知徹底は必要だが、制度自体はもはや実施段階にある。ただ、国民には重大な事件に自分が関与して良いのかという恐怖心があり、意見を聞くことは必要だと思う。
- 検察審査会については初めて聞く話であり、知っている人はまずいないと思う。そういうことから始めるべきである。
- どこでどのように行われており、何が変わったのか全体をだれかに解説していただいて予備知識を得る必要がある。
- 検察審査員は一般の方だが、市民は縁遠いイメージを持っている。報道されることも少なく、関係する方はごく一部かもしれないが、司法への信用を得るためにも大切である。司法制度改革は膨大なものだが、とりあえず検察審査会の改革がどういうものか取り上げてほしい。
- 組織や責任などが分からないと、仕事の仕方について意見を言うことはできない。そうしたものは法律で決まっているとすれば、例えば、わかりやすい文書を書いているのかというような意見を言うのが役割なのかなと思う。そういう見地から言うと、仕事の固まりをいくつか考えてきて提示してもらい、こういう仕事をしてこうやっているけれどもどうでしょうと聞いてくれれば、意見が言えるのではないか。

(3) 次回以降の期日について

次のとおり決定した。

第10回 平成20年 7月 8日 (火) 午後3時

第11回 平成20年11月 4日 (火) 午後3時 (仮決め)

第12回 平成21年 2月 3日 (火) 午後3時 (仮決め)